

平成22年第26回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

平成22年12月15日

【開会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

【一般質問】

日程第1 一般質問

1 1番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

- (1) 町財政を取り巻く動向について
- (2) 職員の退職勧奨と定年退職のあり方等について
- (3) 環太平洋連携協定（TPP）の貿易自由化に対する町長所感について

2 3番 姉帯春治君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- (1) 葛巻町の黒毛和牛の状況について
- (2) 葛巻町の森林の環境について
- (3) 葛巻町の病院の状況について

平成22年第26回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (本会議)

告示年月日	平成22年11月19日(金)					
招集年月日	平成22年12月14日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年12月14日～平成22年12月17日 4日間					
会議の月日	平成22年12月15日(水) 開会10時00分 閉会11時55分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3番	姉帯 春治	9番	鳩岡 明男		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局総務係長	千葉 隆則		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	橘 隆	病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

最初に1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

私から、次の3項目について質問をいたします。

はじめに町財政を取り巻く動向について伺います。

町一般会計の21年度決算の主な財政指標と、三位一体改革が行われていた16年度当時の財政指標等を基に私なりに比較、分析をしてみました。これによると、大きく改善されている数値としては、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は92.9が86.7に、マイナスの6.2になっております。3か年平均で18パーセント以上になると起債が許可制限される実質公債費は17.4が15.3に、マイナスの2.1になっております。起債制限比率では14.8が11.8に、マイナスの3.0になっております。これらの比率が下がったことに伴い、地方債現在高比率も210.9が130.4に、マイナスの80.5になっております。そして21年度に450,000,000円を基金に繰り入れた結果、積立金現在高比率は18.7が43.9に、プラス25.2に急上昇となっております。変化のない数値といたしましては、町の財政力を示す財政力指数で、いずれも0.16の低い水準となっております。

歳入の状況で、16年度と対比してみますと、収入の大半を占める地方交付税が30億円から3,260,000,000円と260,000,000円ほど上積み交付となっており、当町の地方交付税だけは不況知らずの交付実績となっております。逆に貴重な自主財源である町税では、人口減、あるいは所得減の影響から490,000,000円が480,000,000円に減額となっております。

歳出の特徴的なものでは、投資的経費の普通建設事業費で比較してみますと、15年度決算で1,450,000,000円であったものが、21年度決算では補助事業減から7億円に急落し、半分以下の約750,000,000円が減額となっていることから、町工事が急減少していることがうかがわれます。

町財政を見ますと、この財政指数は好転しているものの、自主財源が乏しく、地方交

付税、国県補助金や地方債等の依存財源にどっぷりと浸かっている体質には変わりなく、財政力指数0.16の数値は県平均を大きく下回っており、一割自治の財政構造から抜けきれず、町財政は依然として厳しい台所事情にあると私は見ております。

このような状況の中、政府は国から地方へのひも付き補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、11月29日、地域主権戦略会議では23年度から都道府県を対象に5千億円強、24年度から市町村分の5千億円強を加え、計1兆円強を配分することに決定したと発表しております。

一括交付金の制度設計に当たっては、対象範囲、経常と投資のくくり方、配分の仕組みや事後評価等々、基本的論点を整理するとしておりますが、具体的事項はまだはっきりしていないようであります。この一括交付金は、当然に町財政に深い関わりを持つこととなりますが、一括交付金化に伴う期待や懸念、そしてメリット、デメリットについて町長のご所見を伺います。

次に財政調整基金、減債基金、地域づくり基金と公共施設等整備基金の4基金の積み立て対応について伺います。

目的基金と言われる基金が、現在12の基金がありますが、21年度末の総積立金現在高は1,694,000,000円になっております。さらに今年度、この主要4基金等に480,000,000円を上積みする予算になっていることから、今年度末の総積立金現在高は2,174,000,000円強となり、町財政過去最高の積立額となります。18年度末では623,000,000円でしたから、わずか4年間で経済不況の中1,551,000,000円を積み立てたこととなります。上積みされた基金は主要4基金が占めている内容となっております。いつも予算がないいづくしの町が、短期間に15億円を超える積み立てをできたことに感心したり、びっくりしたりしております。また、逆に厳しい少子高齢社会にあって、町民生活を支えるもっと有効な手立てがなかったのではないかと考えさせられております。

積立基金は、条例でそれぞれ特定の目的をもって設置されておりますが、大まかな特定の目的を掲げているのみで、具体的事項までは網羅されておられません。このような大金を積み立てていく場合には、議会や町民理解を得るためにも、もっとはっきりとした使途内容を示すべきと考えますがいかがでしょうか。特に公共施設基金で、550,000,000円の積立額になっておりますが、何の施設に向けたものか、建設時期や積立金額等の詳細を明確にすることが、極めて大切であると考えます。この主要4基金について、今後の積み立て対応はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。また、向こう3か年の財政見通しについて、町の台所事情をどのように切り盛りして、安全に葛巻を運行されるのか伺います。

次に職員の退職勧奨と定年退職のあり方について伺います。

町職員の給与、勤務条件等の基本事項については、地方公務員法に規定され、これを受け具体的事項は条例で定めることとされております。また、これまで人事院勧告が出されれば、国家公務員の例に準じ、町職員の給与改定が行われてきた経緯がありますが、21年度、22年度は連続して給料表、ボーナスが引き下げられるという厳しい内容となっております。

このような状況の中であって、人事院勧告では公務員の高齢期の雇用問題について触れております。すでに国家公務員制度改革基本法では、雇用と年金の接続の重要性に鑑み、定年を段階的に65歳に引き上げを検討することが規定されております。

これは本格的な高齢社会において、法務能率を確保しつつ、職員能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引き上げに併せて、平成25年度から定年を65歳に引き上げることが適当であると勧告しております。つまり、年金の受給開始年齢が平成25年度から65歳に引き上げられ、60歳定年のままでは退職後無収入になる期間があり、不都合が生じるとしております。

一方当町の現状は、条例で一般職は60歳定年退職が規定されておりますが、実際には59歳の退職勧奨で、ほとんどの職員が退職しているのが実態のようであります。しかしながら、退職日から年金受給開始年齢までは待ち期間が長く、再就職や再雇用等もままならず、無収入が続く、生活実態は相当厳しいというのが本音のようであります。

私は退職勧奨制度を否定するものではありません。むしろ、この退職勧奨制度も活かしながら、本来の60歳定年まで努められる環境づくりをしておかなければ、65歳の定年延長が現実となった場合に、また大きな問題を抱え込むことになるのではないかと心配しております。一律の59歳退職勧奨は、職員の中高年齢層の総人件費抑制となり、一時的にそれなりの効果があることは十分承知しております。しかし、職員が減り続ける中での職員処遇の改善、士気の高揚、組織の活力向上等を図ることは、町民全体の奉仕者として効率的で、質の高い行政サービスを提供し、使命感と誇りをもって一層職務に精励できるのではないかと期待しているものであります。

このようなことから、当町職員の退職勧奨と定年退職のあり方、考え方等について次の事項について伺います。一つとして、当町のように59歳勧奨退職が実質定年退職化している県内市町村の実態はどのようになっているのでしょうか。二つ目として、勧奨退職に伴う年金受給開始年齢とのギャップについてはどのように考えているのでしょうか。三つ目に、退職勧奨が職員から拒否された場合の対応はどのように考えているのでしょうか。四つ目に、法律や条例に基づいた定年退職制度の活用方策についてお尋ねをいたします。

次に環太平洋連携協定、TPP自由貿易化に対する町長の基本姿勢について伺います。

環太平洋連携協定、いわゆるTPPの貿易自由化の参加問題で国内は賛否両論で揺れに揺れております。TPPは簡単に言うと太平洋周辺の広い地域の国、例えば日本、中国、東南アジア諸国、オセアニア諸国、アメリカなどが参加して自由貿易圏を作ろうという構想のことですが、菅首相は臨時国会の所信表明で、TPPに参加する意向を表明する予定が、民主党内の猛反発を受け、参加を検討するにトーンダウンしました。農林関係国会議員はTPPは黒船だ、関税を撤廃したら日本の農業は壊滅するとして反対しているようであります。

一方、政府は日本がTPPに参加した場合のシミュレーションを発表したところ、内閣府、農林水産省、経済産業省の3省庁の結果はバラバラで、どれが正しいのか分からない状態となっております。内閣府は、TPPに参加すると貿易の拡大などでGDP、国内総生産が0.48から0.65パーセント、金額にして2.4兆円から3.2兆円上昇する楽

観的な見方をしております。農林水産省は、逆に他国からの安い農産物が大量に輸入されるため、日本の農家の多くが農業を辞めてしまい、食料自給率が現在の40パーセントから14パーセントに低下し、GDPが1.6パーセント、4.1兆円減少するとしております。経産省は、TPPに参加しないと、アメリカやEUと独自に自由貿易協定を結んだ韓国に市場を奪われ、2020年にはGDPが1.53パーセント、10.5兆円も減少すると試算し、TPPに参加した方がよいとの結論を出しております。加えて経済界や財界人も賛成、反対で意見が分かれているようで、この問題は一層複雑さを増してきております。民主党政権のTPP騒動や、国の3省庁がそれぞれ全く違う結論を出しては、一般庶民としては日本がTPPに参加した方がよいのかどうか、ますます混迷を深めるばかりの実態にあります。今の状況は一口で言えば、工業製品を進行させる側は賛成、農産物の生産向上を図る側は反対の構図となっていて、農業振興県である本県議会をはじめ、農業関係団体はすでにTPPに対する猛反対ののろしを上げております。

昨日の一般質問では、日本がTPPに参加した場合の、当町が被る損失は乳牛、米の2品目で38億円と試算し、町長は反対の意思表示をしております。私も今の状況ではTPPに反対する1人ですが、1日も早い自由貿易に対抗できる、足腰の強い国の農業政策の確立を求めるものであります。一方、一部に自由貿易は世界の流れとなっており、このまま江戸末期みたいな鎖国政策を続けることは、現実的に無理があるという声もありますが、町長のTPPに対する基本姿勢についてお尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまは柴田議員から3件についての質問をいただきました。お答えをいたします。まず、1件目の町財政を取り巻く動向についてお答えをいたします。

1点目の一括交付金化に伴う町財政への期待と懸念についてであります。

国の来年度の概算要求におきましては、公共事業等の投資的補助金約3.3兆円が今年度の一括交付金検討の対象とされてきましたが、11月29日の地域主権戦略会議において、初年度である23年度は都道府県に対し5千億円超、24年度は市町村分5千億円超を上積みして計1兆円超を配分することが決定されたところであります。

一括交付金につきましては、各府省の枠にとらわれず、箇所付け等の国の事前関与が廃止され、事業規模等の必要な要件の中で自由に事業を選択できるという点から、地方の使い道の自由度が高まる制度として期待を寄せているところであり、今後交付金の配分額の拡充が政府の掲げる地域主権の進展につながるものと考えているところであります。

しかしながら、一方過去におきまして、地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限や裁量の拡大につながらなかった、かつての三位一体改革の二の舞になることも強く懸念をいたしておるところであります。今後制度が具体化し、実施されていく中で、その動向を十分注視して対応してまいりたい、そのように考えております。

2点目の主要4基金、財調、減債、地域づくり、公共施設、これらの基金への積み立て対応についてであります。

財政調整基金につきましては、予期しない収入減や災害等不時の財政支出のために備える積み立てを行っておるものであります。基金現在高は、今年度末で620,000,000円となりますことから、一定の水準に達しておるものというふうに考えております。

減債基金につきましては、公債費の償還を行うための資金であります。将来の建設事業に係る公債費増嵩に伴う財政指標の悪化等を防ぐため、引き続き適切な額を確保していきたいと、そう考えておるものであります。

地域づくり振興基金につきましては、特色ある地域づくり推進のため、自治会活動交付金などのコミュニティ関連事業や新エネルギー導入促進事業などに活用してきたところであります。本基金は、地域づくりのため地方交付税に算入されたふるさと創生事業の一部を原資として創設したものでありまして、その後も主として寄付金等の特定財源を積み立ててきたものであります。今後もこうした財源が生じた際には積み立てをしてまいりたいと考えておるところであります。

公共施設等整備基金につきましては、昨日、鈴木議員にお答えをいたしましたとおりでございますが、将来の施設整備に備え、建設年次や後年度の財政負担を極力低減させ事業を円滑に進めるための方策として、21年3月に基金条例を設置したものであります。今年度末に基金現在高は550,000,000円となる見込みであります。

なお、積立金現在高の全国比較についてであります。データが公表されております20年度決算における類似団体との比較であります。本町の1,240,000,000円に對しまして類似団体が1,650,000,000円であり、本町が410,000,000円ほど下回っておる状況にあります。1人当たりには換算いたしますと、本町が約160,000円、類似団体が約250,000円となり、本町が90,000円ほど下回っている状況であります。

これまでも各種基金につきましては、当初予算や年度末、あるいは前年度繰越金が確定する時期を中心に財政状況等を総合的に勘案し、予算計上したうえで積み立てをいたしておるところであります。今後ともそれぞれの基金の趣旨に沿って可能な時期に可能な範囲内の金額を積み立てし、来るべき財政需要に備え、健全な財政運営に寄与させようとするものでございます。

3点目の向こう3か年の財政見通しについてお答えをいたします。

まず、歳出であります。義務的経費では、扶助費が微増になるものと見込んでおります。人件費と公債費が減少いたしますことから、義務的経費全体としては毎年減少していく見込みであります。

投資的経費では、国の政策にも大きく左右され、時々、社会経済情勢等による政策判断を踏まえる必要などもあることから見通しが大変難しい部分ではあります。先般策定いたしました過疎地域自立促進計画をベースに算定いたしますと、約5、6億円台前後で推移するものというふうに考えております。

したがって、歳出全体では、来年度は今年度並みか多少増えることとなり、翌年度以降はほぼ横ばいで推移するものと考えております。

次に、歳入のうち地方交付税につきましては、ここ数年順調に交付額が回復をしてま

いりました。今後は増額を期待できない状況にございます。その理由であります。今年6月に政府から公表されました、向こう3年間の歳出の大枠を決める中期財政フレームにおきまして、地方交付税を含む歳出の大枠を今年度予算並みの約71兆円に抑制するとされたことによるものです。したがって、来年度は今年度並みの交付額になるものと見ておりますが、翌年度以降は財源難が一層進むものと想定されますことから、減少に転ずるものと見込んでおるところであります。

町税につきましては、ここ数年間の収入実績や現下の厳しい経済情勢を踏まえ、減少は避けられないものと考えております。

以上のことから、歳入につきましては大きなプラス要因が見込めない状況にあり、歳入規模は減少していくものと見込んでおります。

また、地方交付税や国庫補助金に大きく依存する本町は、国の予算改革の影響を受けやすい財政構造にございます。財務省では、総務省が来年度予算編成で要求している地方交付税の別枠加算1兆4,850億円を廃止する方針との情報もあり、年末に行われます財務省と総務省との予算折衝に強い警戒感を募らせているところでもございます。

さらに、財源問題が難航している子ども手当の地方負担水準の動向や制度設計中の一括交付金実施による影響など、来年度以降の財政見通しにあたっては、依然として先行き不透明な要素が散在しているものであります。

このような状況下にあります。向こう3年の財政見通しは、非常に厳しいものがございます。今後の財政運営にあたりましては、国の動向に細心の注意を払うとともに、引き続き自主財源の確保を進めながら、各経費の抑制に努め、財政健全化に引き続き取り組む必要があると考えております。

2点目の職員の退職勧奨と定年退職のあり方等についてお答えをいたします。

1点目の59歳勧奨退職が実質定年退職化している県内市町村の実態についてとのご質問でございました。県において当該調査を実施しておらず、また、実質定年退職化の定義が困難であり、独自調査も難しい状況ではありますが、ある種のデータから何らかの形での勧奨退職が、県内の34全市町村であります。この全市町村の4割近くに及び、町村だけに限って見ますと6割を超える自治体において行われているのではないかと推測をされるものであります。

次に2点目の勧奨退職に伴う年金受給到達年齢とのギャップについてであります。

勧奨により59歳で退職をされた場合、年金受給到達年齢までの期間は1年未満であります。今後は年金受給到達年齢が引き上げられることから24年度には2年、26年度には3年となり、ギャップが拡大していくこととなります。

次に3点目の退職勧奨が拒否された場合の対応についてであります。

当町において、職員の定年等に関する条例により満60歳に達する年度の3月31日をもって定年退職することとなっております。適正な人事管理と財政健全化の観点から人件費の抑制を図ることを目的に、16年度から退職勧奨制度により59歳での退職についてお願いしてきたものであります。

退職勧奨は、該当者に書面を交付してお願いをしておりますが、退職に応じていただいた職員からは辞職願を提出いただいております。希望しない場合は特に手続き等はご

ございませんので、定年をもって退職していただくこととなります。

4点目の定年退職制度の活用方策についてであります。

本年8月の人事院勧告では公務員の高齢期の雇用問題についても盛り込まれておりまして、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて、定年を段階的に65歳に引き上げるについて検討することとされました。2点目のご質問でお答え申し上げましたとおり、年金受給到達年齢とのギャップは、さらに拡大していくこととなりますので、今後は職員体制や定員管理などの適正な人事管理と定年制などの現行制度、あるいは人事院勧告等を踏まえ、あるべき姿を総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に3件目の環太平洋戦略的経済連携協定、TPPによる貿易自由化に対する私の所感ということですが、TPPへの参加に伴う本町の農業への影響については、昨日、山岸議員に答弁を申し上げたとおりであり、酪農を基幹とする本町の農業生産額の約8割が減少し、本町の農業は壊滅的な打撃を受けることが予測されるところであります。

このような状況となった場合、食料生産だけではなく、国土の保全や自然環境の保全など、農業、農村の持つ多面的機能も失われることになるわけであります。

また、このように農業が打撃を受けた場合、農業生産者のみならず、生産資材や飼料、農業機械などの製造業、さらには運送業など幅広い関連産業にも影響が波及することとなるため、地方経済は冷え込み、雇用環境も一層悪化することが予想されるわけであります。

日本がTPPへ参加し、例外のない関税撤廃をした場合、国内対策を進めても、輸入量を抑えなければ農業の国内生産は崩壊することになり、政府が国家戦略として位置付けております食料・農業・農村基本計画で掲げた食料自給率向上50パーセントの目標を実現するのは極めて難しいと考えておるものであります。

このようなことから、当然、農業の構造改革は進めていかなければならないわけですが、山岸議員にもご答弁申し上げましたとおり、葛巻町の農業が崩壊しないようTPPへの参加の見直しと、農家が夢と希望を持って経営を継続できるような農業政策の推進に、県や関係団体と連携して国等に対して強力に今後とも要望していく考えでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず町財政の方から、再質問をさせていただきたいと思います。

昨日も一般質問の中であつたのですが、町自身がこれまで基金の、このような大金を持ったことのない悲しさでしょうか、私もそうなのですが、貧乏でこのように育ってきたものでございますから、このような大きな金を見ますと、やはり大切に使用したいというふうなことで、一定の目的が必要なような感じがするわけですね。

それで、特に公共施設の基金については、やはり、ここ2年間で550,000,000円というふうな大金ですよ。ですから、昨日も答弁ではあったのですが、もう少し明確に、早い機会に、こういったようなものは優先度等検討されたうえでやらなければ、我々も町民の皆さんから550,000,000円もの大金を、その使い道は何ですかと言われたときに、条例に書いてあるとおり、ただ公共施設の建物に使うためにというふうなことで、なかなか通らないと思うのです。ですから、そういったような部分を、はっきりとした姿勢づくりをやるのが極めて大事なように私は思います。

それで、こういったような部分についても、昨日もあやふやなような、これもやりませ、あれもやりませと、それはいいのですが、やはり550,000,000円の大金を使うにはそれなりの、これを中核とした施設整備が大事だというふうなことを、きちっとした姿勢を持っていなければだめだと思うのですが、まず、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

公共施設整備基金の関係でございますが、まず今回の基金全体としての関係の中でも、先ほどの質問の中にもかなりございましたので、その辺に経緯を若干説明させていただいたうえで、今の答弁をさせていただきますが、今回の基金の造成につきましては、平成13年から16年の中で合併、あるいは交付税改革、あるいは三位一体改革、そしてまた、そういう中での交付税の大きな減額と申しますか、削減というような状況の中で、一段と町財政として厳しい状況の運営を図っていかなければならない状況にありまして、そういう中に当面合併をしないで自立の道を選択し、そしてまた、持続可能なまちづくりを目指して、多くの町民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、行政全般にわたりましての行政改革を推進しながら、最大の課題であります持続可能な財政基盤の確立ということに取り組んできたところであります。

こうした取り組みと併せまして、今回の経済対策でございますが、20年から21年、そういう中に、国の経済対策といたしまして地域の活性化、あるいは安心、安全、それから生活対策、経済対策等々に臨時交付金というようなことの中で交付をいただきながら、事業を進めてきたというようなことの中で、一般財源の対応が、従来でありますと2分の1の補助、そしてまた、そのほかに起債ということになるわけでございますが、ここの部分に80パーセントから100パーセントの交付金もいただきながら、この2年間事業を進めてくることができたというようなことの中で、全体的に平成17年、18年までは全体といたしましても6億から8億の基金であったわけでございますが、その後12億、あるいは16億、先ほどお話ありましたように、22年度現段階での見込みといたしましては、21億程度の額を積み立てることができたというような状況に現在なっておりますのでございます。

そういう中で、今回の公共施設整備基金の関係でございますが、これにつきましては

昨日もいろいろお話ししましたが、これまでの公共施設は40年代から50年代にかけて、多くの施設を整備してきているという状況でございます。そういう中に、今後財政負担の多い施設が、かなり多くの施設として考えられておるものがございます。

そういう中で、ひとつには昨日もいろいろお話ありましたが、葛巻病院の改築の関係、あるいは養護老人ホームの関係等もございました。これらを想定いたしましたとしても、これまでにない事業規模になるものがございます。20億から、想定しますと25億というような状況にも、大規模なものになるものがございます。これらにつきましても、おっしゃいますように課題は、課題といえますか、それらを選定しながら進めていくというのが基本であります。そういう中に慎重に対応していかなければならないというのも、ひとつございます。

しかし、こうした大規模な事業につきましても、基本構想から、あるいは基本計画、そしてまた基本設計、実施設計というようなことの中で、そして建設というようなことになりますから、供用開始までも相当の時間がかかるということになりますので、まず、そういう部分の方向性というものをしっかりと、やはり定めていかなければならない、このように思っておりますし、経費の見通しなども検討すべきことが多くありますので、総合的に検討させていただきまして、対応させていただきたいと、そのように思っております。いずれ、具体的に早期に検討をさせていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この問題については、昨日から引き続きというような形になるわけでございますが、早い機会にそういうような対応をするということのようでございますから、これは早急に詰めていただいて、はっきり見えるような形で、基金に積み立てすることが悪いのではなく、こういうようなことに使っていきますというような説明をきちんとやっておれば、どなたからも、よく頑張って基金に積み立てしているなどというようなことが分かるわけでございますから、そういう基本的なことを、もう少し親切に説明していただくように努力をしていただきたいなど、このように思うわけです。

それからまた、最近この地方交付税の中で、先ほど答弁の中にありました特別加算が別枠加算、今年度1兆4,850億円の別枠加算になっているというようなことですが、これを財務省では廃止の方針だというふうなことで、そうしますと、少なからず当町にもこういったような、21年度は1兆円のようにございますので、相当の私は影響が出てくるのではないかと考えております。これも国段階では、過大な地方財政計画によって交付税が余計に支払われているというような試算で、財務省と総務省の引き合いが強くなっているようでございますが、さらに、こういったようなことから年間3兆円を超す交付税削減が可能だというふうなことも一部報道になっているようでございますが、例えば23年度、来年度この別枠加算、特別加算が廃止されたような場合には、当町には

どのような影響が出てくるでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

国の方の2011年度の予算、概算基準の骨子と申しますか、これにつきましては先ほど質問の際にも詳しくご説明いたしておりますが、正にそういう中で特別枠、これは21年、22年、そして今回そういう特別枠としては3年目の年に入るところでございますが、そういう中に、国の方といたしましては、基本的には6月の骨子の段階では同じような、継続した形ということになっておったわけでございますが、先ほどお話ありましたように、財務省との現段階での調整の中でも大変、1兆4,500億ぐらいでしたか、の額の特別枠につきましては地方交付税と申しますか、地方財政計画そのものが過大な計画になっているというようなこと等を掲げながら、今のような削減と申しますか、これを見直しを図っていくというような考え方も今出ておるわけでございますが、そういう中に、うちの方の影響度でございますが、1兆4,500億ほどの中に、今回の影響度を予測いたしますと、140,000,000円ほどになってくるというような状況でございます。いずれ、そういう厳しい状況も予測されますし、それから、もうひとつは自主財源が、先ほど以来お話ありますように、全体の今50億の予算の中で、15パーセント程度という状況になります。85パーセントが、いわゆる国の依存財源という方向でございますので、一層そういう面でも、先ほどの基金等につきましても、できるだけ、そういう課題をも見通しながら、しっかりと財政運営を図っていかなければならないと、このように考えておるものでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず数値だけに一喜一憂することなく、これから向こう3年間、町長も危機意識は持っているようですので、その危機意識は絶対捨てないように運営をしていかなければ、せっかく貯めておいたお金なんかもすぐに飛んでしまうというような形になろうかと思っておりますので、そういったような厳しい財政の、やはり気持ちを持って町政に当たっていかなければ、私はこれから、ますます地方交付税が、もう歳入に占める割合が54、55パーセントですよね。こういったようなものが減額されてきますと、直に町財政が逼迫してきますので、このようなところは特に油断することなく、堅実な財政運営を今後やっていただきたいというふうなことを望んでおります。

それから、次に退職勧奨、あるいは定年の関係について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、59歳で退職勧奨予定者数でございますが、今年度末ではどのようにな

っているでしょうか。また、23年度から25年度までの59歳で退職勧奨に達する予定者数はどのようになるでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それではお答え申し上げます。

今年度末での退職の関係でございますが、4名ほどとなっております。23、24年につきましては、このまま継続した場合には、2年間で25名くらいが対象となる見込みでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そうしますと、ここ3年くらいでは30人近くというふうな形になろうかと思えますね。特に、やはり難しいのは人勧でも、先ほど答弁にもありましたけれども、65歳定年制が実現した場合には59歳の勧奨退職、非常にまた、そのあり方が難しくなってくるのではないかと思います。そういったような場合の整合性、今後どのように考えているでしょうか。これは結論はすぐ出るわけにはまいりませんでしょうけれども、でも、こういったようなことも十分想定に入れておかなければならない事項だと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答え申し上げます。

先ほど町長の方からも適正な人事管理と健全財政といいますか、これらの観点から人件費の抑制を図ることを目的にして、その59歳の退職についてお願いしていたところを申し上げたところではございますが、こうした中に今年8月の人事院勧告におきまして、年金支給開始年齢の引き上げ、そしてまた、定年の60歳から段階的に65歳に引き上げていくということを検討することになったというようなこと等を踏まえながら、そしてまた、年金の到達年齢とのギャップにつきましても、先ほど申し上げましたように24年になるということになりますし、その後3年ごとにギャップがさらに拡大されていくという状況でございますので、このことを重く受け止めて今後の職員体制、あるいは定年制、そしてまた人事院勧告等に基づいて、捉えての総合的に検討してまいりたいと、このように考えているものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

こういったような部分についても、しっかりと対応できるような組織作りを目指していただきたいと思っておりますが、例えば退職、あまり至らない話ではございますが、退職勧奨を拒否した場合とか、された場合、こういったような部分のことではございますが、職員とすれば、拒否すればどのような冷遇になるといいますか、あるいは配置転換や職種転換等の、そういったようなものが、行為もあるのではないのかなという心配がされるわけですが、このような部分についてはどのような考えを持っておられるでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

これまでそういう形の中で、先ほど申し上げましたような事情という部分も十分ご理解いただいて進めてきたと、そういう中でほとんどの方々から退職、辞職したいというような届けをいただきながら進めてきた経緯があるわけではございますし、それから今お話ありましたように、そういう中に制度そのものは60歳の定年という制度がございまして、今お話されたような問題というのは一切考えておりません。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

職員側からすれば、そのような心配も、口では言わなくても心の中ではそういうように思っている職員もありますので、今のよう形では、やはりやっていただきたいというように思うわけではございますが、こういったような部分についても、あるいは退職勧奨を拒否される場合というようなことも想定されることも考えておかなければならぬだろうと思っておりますので、そういうような不利益になるようなことのないような退職勧奨であり、そしてまた定年退職については、この人事院勧告の、いわゆる考え方等に基づいた、そういったような職員の処遇のことを考えてもらわなければならないだろうなど、このように思っているところでございます。

いずれ、この問題については今日の一般質問だけでは解決できるものではございませんけれども、年金までのこの無収入期間を1日でも短くするような施策を、やはり町でも今後考えるような施策も打ち出してほしいなというようなことではございます。今日はここでいくら質問しても、答弁する方でも合点がいくような形にならないかと思ってお

りますので、これは引き続きというような形で、もう一つだけ最後に質問させていただきたいと思います。

先ほどのTPPについては、町長ははっきりとした反対姿勢というふうなことで認識いたしております。そういったようなことで、例えば農業が自由貿易化になっても対抗できるような施策が今一番私は大事なような感じがしておりますが、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

今柴田議員の質問に、なってもという話でありましたが、私はTPPに対しましては反対というふうに考えておりますので、そのことを想定しているものではないわけであります。

しかしながら、どんな時代でもしっかりと持続発展できる農業、町の1次産業を考えていかなければならないということは、常に念頭に置きながら進めてまいりたいというふうに思っております。今後、特に6次産業化等については、より一層町としても推進をしてまいりたい、そのように考えているところであります。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 10時58分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

3番、姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

本当であれば、この間病院から来て、まだこのような場に立つべきではないと思いますが、23年度予算に入っていると思いますので、聞きづらい部分もあろうかと思っております。一般質問させていただきます。

和牛の増頭について、葛巻町は酪農の町として全国に発進してきました。農地や草地の少ない方が和牛を始めてから約30年になります。23年度は1,000頭になるだろうと思っております。町から1頭に対し3年間20,000円の補助金を出しながら増頭に力を入れていただきました。その結果だと思っております。生産者としても、町としても、ここまでくるには大変だったことではありますが、町ではこれを維持していくには何らかの方法があるのか伺います。

また、アカバネ病が発生しているようでございますが、この対策をどのように考えていますか。

次にヘルパー活動についてでございますが、葛巻町も和牛のヘルパー組合を始めて約15年になります。このヘルパー組合事業は、今まではボランティアのような手伝いでありました。今はそのようにはいきません。生産者は1年ごとに年をとり、牛を連れて行けないようになっております。素牛導入から子牛販売まで作業をしている状況であります。本当に葛巻町としても大変な時期にきていると思います。これについて、良い名案があれば伺います。

木質バイオ化発電についてでございますが、町はクリーンエネルギーの町として全国に発信してきました。研修に来られる方は年間に約550,000人以上であると思っております。木質バイオ発電施設は18年、19年にかけて実施試験として建てられたものでございます。これを18年、19年に終了し、21年度3月にある会社から町が寄附を受けたはずでございます。このような発電施設を受け、赤字になるとは、大変やりようがあると私は思っております。例えば環境の森林づくり、そしてまた公社に今ありますので、公社の周辺などで幅広く考えるべきではないかと思っております。

次は間伐についてでございますが、町内の間伐については人工林が15,067ヘクタールあります。アカマツは41パーセント、カラマツは49パーセント、スギは10パーセント、25歳級から7歳級にかけてでございますが、年数にすると約20年から25年でございますが、4,276ヘクタールあります。そして17年から21年、5年計画で実施された間伐でございますが、590ヘクタールを終わっております。今1歳級から2歳級までの作業は3,686ヘクタールありますが、このように膨大な作業があります。これをどのように考えているのか。また、38年から50年生は補助対象外になりますが、今現在では7,615ヘクタールあります。このような作業をどのようなお考えで、これから進めていくのかお尋ねします。

次に葛巻病院の状況についてですが、葛巻病院の4月から今までの状況、今後の経営見通しをお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまは姉帯議員から3件の質問をいただきました。順次答弁をさせていただきます。

まず、1件目の葛巻町の黒毛和牛の状況についてお答えをいたします。

1点目の和牛の増頭についてでございますが、当町の黒毛和牛は農家所得の向上対策として、昭和56年、田部北部地区の新農業構造改善事業によって導入をされました。

昭和58年には旧葛巻町農業協同組合の肉畜生産部会が結成され、生まれた子牛を約300日育成して市場に出荷する、いわゆる繁殖経営により、酪農や日本短角牛から切り替えた農家などを中心に規模拡大が行われ、現在、115戸の農家で黒毛和牛が飼育をさ

れております。

同組合の新岩手農業協同組合の合併後、本町の酪農を補完する作目として、和牛繁殖雌牛を1,000頭まで増頭しようという運動が起こり、町では和牛農家の要望を受け、20年度から3年間の予定で増頭1頭当たり20,000円の助成措置を行ってきたところであります。

こうした取り組みの成果もあり、21年当初には934頭、本年当初には947頭と順調に増頭されてきたところであります。最終年度の23年当初の1,000頭達成に向け、本年3月には新岩手農業協同組合及び和牛改良組合葛巻分会の主催によりまして、葛巻町和牛繁殖1,000頭必達大会が開催をされたものであります。生産農家や関係者が相互に必達に向けた取り組みを確認し、現在に至るものであります。

それから、アカバネ病についてのご質問もあったわけではありますが、アカバネ病につきましてはワクチン接種等を進めるよう町としても情報提供をしまいたい、そのように考えておるものであります。

2点目のヘルパー活動についてお答えをいたします。

肉牛ヘルパーにつきましては、生産者及び飼養頭数の拡大により個々の生産者では対応が難しくなってきた個体審査や市場の集出荷作業及び引き付け作業、さらには牛舎管理作業等を行うことを目的に葛巻町肉牛ヘルパー組合が平成10年に組織をされました。

現在の肉牛ヘルパーは11名ですが、平成21年度においては集出荷作業が566頭、引き付け作業が132頭、牛舎管理23日などの活動実績がございます。

飼養頭数が増加する一方、生産者の高齢化や担い手不足等の問題も抱えており、その課題解決のため肉牛ヘルパーの果たす役割も大きいものと認識いたしております。

次に、2件目の葛巻町の森林の環境についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の木質バイオガス化発電についてであります。森林整備の過程で発生する間伐材の有効利用を図る観点から、民間企業と独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOであります。共同研究事業として、17年度にくずまき高原牧場内に試験施設を整備し、19年度末で3か年間、木質バイオマスガス化発電システムの実証実験を行ったところであります。

その後、町と事業当事者間で協議を重ね、研究開発を継続することで新たな技術展開による成果やバイオマスタウン構想のシンボル施設としての役割が期待できることなどから町が20年度に本施設の譲渡を受け入れたところであります。

なお、昨年度から年一度のメンテナンスのための試験稼働、年に3日程度であります。以外は運転を休止しているところでありますが、これは原料となるチップ材購入、運搬価格を含む稼働経費が得られる発電量と比較して高く、採算が取れないことによるものであります。

次に2点目の間伐材についてであります。本町の間伐の実績について申し上げます。

20年度が、件数で128件、実施面積で約160ヘクタールとなっております。事業費が約36,900,000円で、うち補助金が約27,500,000円、補助率74パーセントとなっております。

同様に21年度が125件、153ヘクタール、事業費が33,600,000円となっております。う

ち補助金が約25,100,000円であり、補助率が75パーセントとなっております。

また、搬出した間伐材の用途は、20年度の実績では総出荷量945立方のうち、パルプ材が全体の58パーセントを占めておりますし、次いで輸送用加工材が40パーセント、農業用資材が2パーセントという状況にあります。

なお、間伐事業に関する国庫補助事業である森林整備事業につきましては、23年度以降要件見直しを検討されておまして、搬出間伐については対象を拡大する一方、これまでの切捨間伐については、除伐として対象を縮小する方向であるとのことであります。町としても本制度の動向を注視してまいりたい、そのように考えております。

3件目の葛巻病院の状況についてのご質問にお答えをいたします。

本年度上半期の状況についてご説明申し上げますと、患者数は、一般病床の入院患者数が6,014人で前年同期に比べ1,509人、率で20パーセントの減となる一方、療養病床の入院患者数が3,216人で同比124人、4パーセントの増となっております。また、外来患者数は21,040人で、同比450人、2パーセントの増となっております。

次に収支の状況であります。医業収益が昨年同期に比べ約18,200,000円、10パーセントの減でありますし、医業外収益が同比約17,500,000円、52パーセントの増となっております。総収益では同比約8,100,000円、2パーセントの増となっております。一方、医業費用が昨年同期比約22,000,000円、6パーセントの増となり、総費用は同比約22,200,000円で、6パーセントの増となっております。この結果、純損益は約4,600,000円の黒字であります。前年同期比14,100,000円、149パーセントの減となっております。

今後インフルエンザの流行等による患者動向など予測できない部分もあるわけですが、現時点での決算見込みは、予算収支との比較では減少基調ながら、改革プランとの比較ではほぼ計画に沿った収支と純損益で推移するものと見込んでおります。

なお、医師確保につきましては、本年4月に山本病院長をお迎えし、約2年ぶりに常勤医師3人体制とすることができました。患者数からみた医師の標準数は6.4人となっており、現在、県立中央病院、岩手医科大学及び岩手愛児会などから非常勤医師の応援をいただき、診療を継続している状況でございます。

町民が安心感を持てる地域医療を提供できる安定的な経営を持続していくためには、さらなる医師確保が基本になると認識しております。県をはじめ多くの関係者の支援を得ながら、重要課題として出来る手立てを尽くしてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

和牛の増頭についてですが、確かに町から20,000円の補助をいただきましたが、素牛導入について、例えば400,000円で市場から買って来たということになりますと、それに手数料などを含め、親にするまで60,000円くらい実質はかかるということござ

います。そして、その親から産まれた子牛を販売するまでに、約400,000円で売れた場合、45,000円くらいの負担金があるわけでございます。このように町からも積極的に進めてもらいましたので、それから生産者も頑張っていると思いますので、これをこのままずっともっていくにも大変なのかなと思っております。

それで、先ほどのアカバネ病が発生しておりますが、和牛の場合は子牛を捨てなければなりません。そうすると、ひとつも収入がないのでございます。そして、さらに、その牛を片付けるには保冷库の手数料も取られます。ですので、できれば私としては、アカバネ病の3分の1くらいは町で何とかならないかと、私はそのように感じたわけでございます。

そして、次にヘルパーのことでございますけれども、やはり何年前からヘルパー組合というものをちゃんと作っていましたが、最初はボランティアという手伝いというようなものでやってきていましたけれども、今は組合員、ボランティアというしっかりした形のものを作って、お金を払って頼むというようなことをしております。ただ、この活動資金は年1,000円になっておりますけれども、例えば自分が行けなくて、市場に頼むというようなことになると、それだけのお金がかかるということになります。そういうことですので、これを保っていくには何とか対策を考えなければなりません。せっかく1,000頭になろうとしておりますので、くどいようですけども、この辺を考えていただけないのかどうかお願いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

1点目の肉牛と申しますか、アカバネ対策の部分でございますが、昨日もホルスタインのサルモネア病の関係も出ましたが、そういった中での一体的な呼びかけ等も町としては行ってきておるところでございます。具体的にはワクチンの接種等が一番大事なわけでございますが、そういった中で取り組んできたのも事実でございます。さらに万が一発生した場合の経済的損失というのは非常に大きいと認識しておるものでございます。残念ながら町内においても現在確認されておるところでございます。昨日も申し上げましたが、そういった中で現在町としては体制を含めながら、来年度等の助成も含めながら検討している中でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それからヘルパー制度でございます。確かに酪農ヘルパー制度もございまして、そちらとの設立当時のひとつの目的とは若干の違いはあるにしても、現在のヘルパー制度、和牛、肉用牛、それから酪農等も非常に大事な位置付けになっているものと思っております。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、農家の高齢化等も進んでおりました。出荷時の重要性、あるいは、さらには休日の利用、余暇等の部分についても重要なものと思っております。今後とも大事にしていかなければならない部分でありますので、そういった中での体制の構築に向けた支援をしていければと思っております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

このアカバネ病ですけども、町内にも何頭が発生しているようではありますが、なってからは手遅れです。本当はこういう制度を作っておくのが普通なのです。ただ、和牛の場合は、先ほども言いましたけども、マイナスの部分が出てきます。それを何とかして全頭、今和牛はほとんどアカバネ病の予防注射もやっていると思いますが、これを全頭やるように、そして出ないような対策を考えるべきだと思いますが、くどいようですけども、町長さんはこれに対して3分の1は、今度和牛部会としての総会もあると思いますし、何らかの集まりがあると思いますが、やはり大変だとは言いながらも、ひとつの百何名の企業でございます。その方がゼロになるということに対しては、かなり大変だと思いますので、町長さんはどのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

アカバネ病の件につきましては、質問の項目ではなかったわけではありますが、和牛の増頭についてということとございます。和牛に限らず、アカバネ病に対しては発生しないように、町としては最善の努力をしていかなければならない、そのように思っておりますので、ワクチンについては全頭接種できるような体制を今後考えてまいりたい、そのように思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今は全頭、これから前向きに考えていくということですが、この金額は提示してないわけですけども、やはり皆さんの前でこのような対策を町では考えているということの説明をしてもよいのですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

現在新年度予算編成中とございます。いろいろな施策があるわけとございますが、今回アカバネが急に発生したという部分もありますが、先ほど議員からもお話ありましたとおり、なってからでは遅いと、そのとおりとございます。そういった部分につきまし

ても、以前から防疫の徹底は呼びかけてきているところでございます。ヘルパー組合、あるいは肉用牛組合等、組織もあるわけでございますので、そういった組織等も今後検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

生き物ですので、質問にないものを質問することもあります。それは考えていただければよいのかなど。質問にないのに質問されたということではなくて、やはり町長さんは、常にそういう状況を考えておかなければならないものかと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひします。

それから、木質バイオ発電化施設についてでございますが、先ほど除伐という話は聞いておりましたけれども、何年生まで除伐対象になるのか。何年生から間伐材になるのか。今であれば20年後は間伐材になるのですが、その前は除伐と一緒にやっておりますけれども、その空間が山に携わっている方々が、非常に微妙だと私は思っています。

そしてまた、間伐材を出さなければ事業は発注できないということになりますと、町としては道路、作業道を作っていかなければならないと思っております。そして、作業班については、その小出しするブルなども、これから検討しなければならない問題だと思っておりますので、その辺の、分かる範囲内で何年から何年までは除伐ということをやっているのかお願ひします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

現在の制度が23年度から変わる予定になっておるわけでございます。そういった情報を県から入手した中での話でございます。切捨間伐、搬出間伐とも、現在の補助制度上は区別はないわけでございますが、対象年齢が現在7齡級が12齡級まで拡大するというふうに伺ってございます。また、従来の切捨間伐でございますが、これは除伐に組み入れられるということでございまして、対象が7齡級から、反対に6齡級まで狭められる。さらには単価が若干低くなるというふうに伺っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

それと、毎回ですけども、町から搬出経費をいただいて作業しているものでございますけども、その搬出経費は、ある会社に原木を届けたものに対して搬出経費が出されて

います。自分の土場といいいますか、そういうところに丸太材を集めても、売れなければ搬出経費がもらえないわけでございますけれども、その辺はどのように今後考えていくのかをお願いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

搬出経費の件でございますが、これにつきましても、国の制度上は一部補助率の中に組み入れられている部分もございます。しかしながら、町としても十分な搬出経費がないと認識しておりまして、町単独といたしまして、山元から加工場まで搬出した際は、これまで立米当たり1,666円の助成をしているところでございます。このことにつきましてもは県、あるいは国に対しての要望活動等にも再三お願いしているところでございますし、今回の過疎化整備プラン等にも、そういった中での国の考え方も一部盛り込まれてきておりますので、これにつきましても今後国の動向を注視しながら、情報等を皆さんにもつなげていければなと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

行ったり来たり申し訳ないですけども、この木質バイオ化発電については、赤字だからと言っているのではなくて、私としては葛巻には一番合う機械ではないかなと思っておりますが、それには、当初はなぜあそこに立てたのか。周辺にそれぞれ使い道があったから、あそこに立てたと私は思っていますが、それと公社では、やはり今でもたまには煙が見えていますけども、あの熱を使って椎茸などをやれないのか。そしてまた、あそこにいろいろな施設が建っております。そのお湯を利用してプールなどができないのか。そういう1点だけを赤字に見ないで、広く森からあその施設全体を考えて、今後進めるべきではないかと思っておりますが、その辺をよろしくをお願いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

木質バイオ化発電施設でございますが、先程来これも話ありますとおり、当初NED〇、それから月島製作によつての木質バイオ化発電供給施設の実験施設として建設されたものでございます。そういった中で、くずまき高原牧場の一角に整備されたわけでございます。その当時3年間試験をし、その結果今年3日程度の稼働になっているわけでございますが、非常に経費的な部分で負担が強いられるものでございます。3日間稼

働した場合でも1,600,000円ほどの一般財源からの支出になるわけでございます。確かに議員ご指摘のとおり、電気のみならずそのほかの、例えばお湯の使い方等々がひとつのポイントではないかなと、私どもも思っているものでございます。

今回そういった中で、地域エネルギー活用調査検討会を先般9月補正でお願いして、立ち上げているところでございまして、この委員会の中でもそういった既存の施設等の今後の活用方策を検討することにしてございます。当然今言いましたような湯の使い方というの、ひとつは重要なものではないかなと思っておりますし、またどの程度稼働するのがいいのかなという部分もございまして。例えば電気だけでいきますと、今売電はしていないわけですが、キロ当たり9円ほどにしかならないわけですが、お湯を使った場合どの程度になっているのか。反対に、1キロワット当たりの電気を起こすに当たっては63円ほどの経費がかかることもあるわけでございます。1年を通して商業ベースで運転するということになりますと、年間13,000,000円ほどの費用が不足で生じてくるものでございます。反対に電気だけを換算しますと、1,000,000円ちょっとの収入にしかありませんので、年間12,000,000円ほど、月にしましても1,000,000円ほどの費用がかさんでくるわけでございます。そういった部分も含め、先程来話しておりますとおり、電気のみならずお湯等の使い方等について今後検討させていただいているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

国の方から森林に対しての、言い方が分かりませんが、森林を保全することで、森林に対しての交付税がどれくらいきているのか。それから、それは、やはり町長さんの使い方だと思っておりますけども、それに対して何パーセントくらいを町として、その森林を守るための金額として、どれくらい使っていけばいいのか、その辺を含めてお願いしたいと思います。森林保全の分でございます。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

森林に係る交付税の中にどれ程度見込まれておるかということですが、まず地方交付税の算定に当たりましては、全国一律の合理的な基準によって算出されておりました。その中に、その用途につきましては、それぞれの地方公共団体といいますか、市町村、県等に自主的な判断を任せられて進められる。一般財源としての活用条件が付かない、一般財源として活用を図っていく、そういうものでございますが、そういう中に今回の森林、林業の振興費といいますか、こういう部分にどれ程度算出されているかということですが、110,000,000円ほどそういう交付税の算定の中では基準財

政需要額として算定されておるものでございます。そういう中に、全体として林業の振興費の分については、補助金等もあるわけでございますが約120,000,000円ほどになっておったと思っております。年度によって大変差がある、大きな事業等々がある場合についてはもう少しなるわけでございますし、そういう面では120,000,000円ほど、大体同じくらいの、トータルではそういう形の予算で林業振興に当たっているということで、そのように思っておるところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

次に移りますが、病院のことでございますが、今人口が約7,000人以上あると思いますが、昨日も今日も触れたわけでございますけども、病院の問題についてでございますが、やはり、この人口が極端に減らないうちに手を付けるべきかと思っておりますが、やはり人口によって患者さんも減っていくわけですので、その辺をどのように考えていますか。

そしてまた、先ほど病院では黒字と言いますが、どれくらいの人口が住んでいたら、病院の経営というものをもっていけるのか、その辺も考えているのかどうか、私は1日も早い病院というものを立ち上げていただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

病院建築に係るご質問かと思えます。その見通しの部分については、若干回答の中で申し上げているとおり、具体化されている状態にないということでございますので、黒字になる人数と、患者数という部分の見通しという部分でございますが、長期的な部分での検討というのは、これまでされてきてございません。3か年の改革プランの中では、ある程度の想定された患者数が見込まれてございますが、そういう部分で、新築に当たってはそういう患者さんの数、あるいは人口、将来的な見通しの部分について相当に具体的な検討を加えた形での計画が必要になってくるというふうに考えてございます。現時点で、逆に言いますと、どのような規模であれば黒字、最終的にすべてが黒字という部分は、かなり難しいことになろうかと思っておりますが、経営としてどのような規模が適正になるかという部分は、その中での検討に含まれていくのかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

本当のことを言いますと、病院は黒字でなくても私はいいと思います。ただ、その線引きを、1,000,000円なら900,000円までなら許しますよというようなことで、町民還元ということでやってもらえればと思います。最初から黒字だけを考えれば、なかなか進まないと思いますので、その辺も考慮しながらやっていただければと思います。私の質問を終わります。

議長（中崎和久君）

これで一般質問を終わります。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦労様でした。

（散会時刻 11時55分）